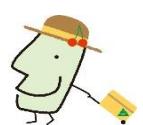


# きてけろくんロゴマーク等使用についてのFAQ

山形日和。  


No.	質問	回答
1	きてけろくんや「山形日和。」のロゴマーク等を使用する場合はどのような手続きが必要ですか？	<p>山形デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下「協議会」という）(kitekerokun@pref.yamagata.jp) あてに  <a href="#">様式1 山形デスティネーションキャンペーン ロゴマーク・キャラクター使用（変更）申請書</a>          を提出する必要があります。          なお、使用時は承認番号を表示していただくようお願いいたします。</p>
2	申請を省略できる場合ありますか？	<p>以下の場合に申請を省略することが可能です。不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会及びその会員、会員団体の構成員である団体、協賛団体が使用する場合。ただし、商品パッケージや商品自体に使用する場合は申請が必要です。</li> <li>・鉄道各社、旅行会社、雑誌社等が山形県への誘客を目的とした旅行商品や記事に使用する場合。</li> <li>・新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合。</li> <li>・個人が山形県の観光をPRする目的で使用する場合。</li> </ul>
3	申請書は使用開始のどれくらい前に提出する必要がありますか？	<p>明確な期限は設けていませんが、承認及び承認番号の通知までは1週間ほどの期間を要しますので、使用が決定した段階でお早めに申請書をご提出いただくことをお勧めいたします。</p> <p>ただし、使用方法が不明な場合、使用可否の判断が出来かねますので、デザインが固まってからご提出いただくようお願いいたします。</p>
4	デザインの変更は可能ですか？	<p>きてけろくんのデザイン変更やデザイン付加は認めておりません。具体的には、  <a href="#">"山形デスティネーションキャンペーン"ロゴマーク・キャラクターデザインマニュアル</a>          に記載しておりますので、ご確認ください。          ただし、「やまがたへの旅」内の画像ダウンロードページに掲載しているきてけろくん画像については使用を承認しています。</p>
5	ロゴマーク等の使用が認められないのはどんな場合ですか？	<p>デザインが変更されたものやきてけろくんのイメージを崩すもの、使用者の意匠と誤認されるおそれがある場合等は認めておりません。          なお、一部差し替えや修正を条件に使用を承認する場合もございます。</p>
6	ロゴマーク等を使用するにあたり、使用料の支払いは必要ですか？	<p>使用料は無料です。ただし、印刷代や製作費、その他諸経費は当協議会では一切負担いたしません。</p>
7	ロゴマーク等の使用者の責任・責務はどうなりますか？	<p>ロゴマーク等が使用されたものに関する苦情・事故対応は使用者の責任となります。</p>
8	ロゴマーク等の使用期限はありますか？	<p>申請書に期限を記載する欄がございますので、こちらに記載いただいた期間で使用を承認しています。継続的に使用する場合は、始期のみ記載いただき、終期は空欄とする（下記記載例のとおり）ことで継続的な使用を承認しています。</p> <p>記載例：令和8年1月1日～（空欄）</p>
9	ロゴマーク等のデータはどこから入手できますか？	<p>「やまがたへの旅」にて、データー式が格納されたzipファイルを公開しています。「きてけろくん ロゴマーク」でご検索いただくと、当該ページがヒットいたします。以下にもzipファイルのリンクを掲載いたしますので、ご活用ください。</p> <p><a href="#">ロゴデータ.zip</a></p>